

令和 7年度

工 事 名 公立沖縄北部医療センター敷地造成工事(1期工事)

施工地名 名護市大北地内

工 期 契約締結日の翌日から250日間 (うち余裕期間30日を含む)

特 記 仕 様 書

第1条(共通仕様書の適用)

本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条(共通仕様書に対する特記及び追加事項)

土木工事共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		3	一般事項	1	本工事は特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準(土木建築部制定)及びその他参考図書に準じて施工しなければならない。 施工は本特記仕様書、図面を優先し、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びに、その他の参考図書の順とする。
		4	主任技術者及び監理技術者の雇用関係について	1	建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者(企業)と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
				2	受注者は、着手届と共に、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証の写し)を提示しなければならない。
				1	受注者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		5	施工体制台帳	1	受注者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。
		6	現場の管理	1	受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に、工場現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
		7	現場事務所の設置	1	受注者は、工事現場内、又は現場付近に現場事務所を設置しなければならない。 事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織票、天気図、その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。
		8	疑義の解釈	1	受注者は、工事着手前に必要な調査、測量を行い設計図書を確認すると共に仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議し、施工しなければならない。 なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。
		9	工事進捗状況の報告について	1	受注者は、毎月の工事の進捗状況等を翌月の3日までに監督職員へ報告しなければならない。
		10	県産品の優先使用について	1	本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。
				2	完成通知書の添付資料として「県産建設資材使用状況報告書」を提出すること。
		11	下請業者の県内企業優先活用	1	受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有するもの)から選定するように努めなければならない。
		12	琉球石灰岩の違法採掘防止について	1	工所用資材として琉球石灰岩(古生代石灰岩を除く)を使用する場合は、出鉱証明書(原本)を提出すること。琉球石灰岩とは、捨石、栗石、クラッシャーラン等をいう。
		13	ダンプトラック等による過積載等の防止について	1	土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を充分に行うこと。
				2	過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
				3	資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
				4	さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
				5	「土砂等を運搬する大型車両による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という)の

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		14	建設発生土について	6	<p>目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況をふまえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p>
				7	<p>第1項から第6項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。</p>
				1	<p>建設発生土の仮置き</p> <p>本工事の掘削等による発生土は、後年度に発注する後続工事の埋め土等に利用するため、事業地内に仮置きする計画としている。ただし、全体工事を通して掘削等による発生土の土量が多く、残土が発生する見込みであるため、残土受入地について情報を得た場合は、適宜設計変更等の協議を行い、発生土を現場外へ搬出する可能性がある。</p>
				2	<p>受け入れ土について</p> <p>基本的には本工事内の掘削等による発生土を現場内で流用するものとし、現場外からの受け入れは行わないものとする。ただし土質条件等によりやむを得ず受け入れや土質改良が必要となった場合は、発注者と協議を行い設計変更等により対応するものとする。</p>
				3	<p>仮置き土の管理</p> <p>現場発生土は後続工事の埋め土等に活用する計画であるため、数量の管理を行うための整形や土質を管理するための養生(雨天による含水比の上昇を抑制するための対策等)を適切に行うこと。また、土砂流出等による公衆災害の防止等を含め、周辺の環境生活に影響を及ぼさないよう努めなければならない。</p>
				4	<p>運搬</p> <p>現場外への搬出等が必要となった場合、次の事項に留意し建設発生土を運搬しなければならない。</p> <p>1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講ずること。</p> <p>2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。</p> <p>3) 海上運搬する場合、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は</p>

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
					環境保全に必要な措置を講じること。
		15	標準操作方式建設機械(バックホウ)の使用について	5	受入地での埋立て及び盛土 建設発生土の工事間流用ができず、受入地において埋立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続きの他、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。 また、海上運搬埋立地において埋め立てる場合には、上記の他、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。
		16	排出ガス対策型建設機械の原則	1	本工事に以下に示す建設機械を使用する場合は原則として、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1付け国総施設第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
				2	一般工事用建設機械 [ディーゼルエンジン出力 7.5から272kW] ・バックホウ ・ホイールローダ(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機 ・空気圧縮機 ・油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) ・ローラ類 ・ラフテレーンクレーン
		17	建設リサイクルの推進について	1	受注者は、本工事で発生する建設廃棄物について、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等を遵守し、適正な収集運搬及び処分等を行うこと。
				2	受注者は、下請業者に対して「建設リサイクル法」第12条第2項に基づき告知しなければならない。
				3	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、「再生資源利用計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 また、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		18	ゆいくる材について	4	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
				5	受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
				6	受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が適正であることについて法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果を再生資源利用促進計画書に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
				7	受注者は、建設発生土を再生資源有効利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合には受領書の写しを提出しなければならない。
				8	受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時には法令等に基づいた「再生資源報告書」及び「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
				9	本工事は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の登録対象工事である。
				1	(ゆいくる材の利用) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用することができる。 この場合においても受注者は「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、監督職員と協議すること。
				2	(建設廃棄物の搬出)

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
				3	<p>1) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、またはゆいくる材のを受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料として出荷している施設へ搬出すること。ただし島内に当該施設がない場合はこの限りではない。</p> <p>2) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前述に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から、運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。</p> <p>(ゆいくる材の品質管理)</p> <p>1) ゆいくる材の品質管理にあたっては、「土木工事施工管理基準」のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。</p> <p>2) 受注者は、工事請負金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に(公財)沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>3) 受注者は、路盤財のサンプル送付試験のサンプル採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し転圧完了後の現場簡易試験を監督職員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>4) 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督職員に試験結果を報告しなければならない。</p>
		19	環境対策等について	4	<p>(完成時の提出)</p> <p>受注者は、完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督職員に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆいくる材利用状況報告書 ・ゆいくる材出荷量証明書 ・再生資源利用実施書、同利用促進実施書
		21	アスベスト含有建設資材の使用	1	<p>受注者は、工事の施工にあたっては、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「土壤汚染対策法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督職員の確認を得た上で施工を行うこと。</p> <p>原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。確認にあたっては、メーカーが</p>

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		22	禁止について 電子納品	1	発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」などにより行うこととする。 本工事は、電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
		23	工事完成図書の提出	1	工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体(CD-R等)で(正)1部提出すること。
		24	情報共有システムの使用	1	「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上決定すること。 本工事は、任意の情報共有システムを使用するものとする。 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な下記程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により、当該整備が不可能な場合は、監督職員と協議すること。 【通信環境】: 光回線、5Gなどの安定・高速なインターネット接続 【パソコンOS】: Microsoft Windows 10/11、macOS12以降 【推奨ブラウザ】: Microsoft Edge / Google Chrome等 情報共有システムとは、業務や工事の履行期間中において、受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。
		25	情報共有システム利用料の支払い	1	情報共有システムの利用料の支払いは受注者にて行うこと。
		26	高度技術・創意工夫・社会性に関する事項の実施について	1	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに提出することができる。 ただし、本工事は工事成績の評定は行わない。
		27	公共事業労務費調査等に対す	1	本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となった場合、受注者は調査票等の記入等、必要な

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
			る協力		<p>協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。</p> <p>2 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象となった場合、受注者はその実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。</p> <p>3 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>4 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>
		28	暴力団員等による不当介入の排除対策	1	<p>受注者は、当該工事の施工に当たって沖縄県暴力団排除条例の理念に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。</p> <p>2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>3 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。</p> <p>4 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。</p>
		29	ワンデーレスポンスの実施	1	<p>この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。</p> <p>2 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らか回答を「その日のうち」にすることである。</p> <p>3 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。</p> <p>受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。</p>
		30	ガイドライン等の遵守について	1	<p>設計変更等については、契約書19条から26条及び共通仕様書1-1-1-1から1-1-1-17に記載してい</p>

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		31	本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて	2 1	るところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、沖縄県土木建築部の「工事請負契約における設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止に係るガイドライン」の例によるものとする。 「設計図書の照査」については、「設計図書の照査ガイドライン(沖縄県土木建築部)を参考とする。 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。
		32	設計図書における資材等の取扱いについて	1 2 3	本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品または工法を指定するものではない。 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。 なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものであることに留意すること。
		33	設計変更等に伴うコリンズ登録について	1	設計変更等により「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種(いわゆる主たる工種)」が変更となる場合には、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、契約変更後速やかに「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたいえ、変更登録を行うこと。
		34	不正軽油の使用の禁止等について	1	受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
		35	産業廃棄物税について	1	本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬出する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
		36	工期	1	工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。 準備期間 30日 後片付け期間 20日

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		37	余裕期間	1	<p>雨休率0.84 (実働工期日数に、休日と作業不能日を見込むための係数 不稼働日数=実働日数×係数) 地元調整等による工事不可期間 2日(高校入試を想定) 年末年始休暇(6日間)、夏季休暇(3日間)</p> <p>余裕期間を設定する工事 フレックス方式 本工事は余裕期間として30日間を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式-1)」を作成し発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。</p>
		38	工事工程の共有	1	<p>その他事項は、沖縄県土木建築部における「余裕期間を設定する工事実施要領」による。</p> <p>受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。</p> <p>施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の1)~5)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。</p> <p>1)受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 2)著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 3)工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 4)資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 5)その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p>
		39	主任技術者及び監理技術者について	1	<p>本工事の請負金額にかかわらず、下記の国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で置かなければならない。</p>
				2	<p>共同企業体の代表者</p>

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
					<p>次のイ又はロに掲げる者</p> <p>イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。</p> <p>ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。</p> <p>3 共同企業体の代表者以外の構成員</p> <p>次のイ又はロに掲げる者</p> <p>イ. 技術検定のうち検定科目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。</p> <p>ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。</p> <p>4 5千万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。</p> <p>5 上記の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証(以下「資格者証」という)の交付を受けた者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者)でなければならない。</p> <p>6 上記の監理技術者は資格者証を常に携帯し、発注者から請求があったときはこれを提示しなければならない。</p> <p>7 監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>8 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて</p>

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		40	生コンクリートについて	9	て定める。 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
				1	生コンクリートは、JIS認定工場の生コンクリートを使用するものとする。
				2	各構造物に使用するコンクリートの最大水セメント比は、以下の通りとする。 現場打ち集水桝 60% 現場打ち水路 55%
		41	フライアッシュコンクリート		(削除)
		42	微破壊・非破壊試験		(削除)
		43	テストハンマーによる強度推定調査		(削除)
		44	ひび割れ発生状況の調査	1	受注者は、以下に示す構造物について、施工完了後(埋戻前の段階確認時及び材齢28日から91日の間)に目視によりひび割れ発生状況の調査を実施しなければならない。 ・現場打ち集水桝 ・現場打ち水路
				2	受注者は、ひび割れの発生が確認された場合は、その状況を調査のうえ、(ひび割れ面積、長さ、最大ひび割れ幅等が概略的に分かる資料)監督職員に提出するものとする。
		45	スペーサー	1	受注者は、鉄筋のかぶりを保つようにスペーサーを設置しなければならない。 スペーサーは、フーチング・柱及び壁高欄等は1m ² あたり原則2個以上、梁・主桁・床版等については、1m ² あたり原則4個以上を設置しなければならない。
		46	単位水量の測定について	1	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上となるコンクリート工がある場合は、単位水量の測定を実施すること。 単位水量の測定は、次によるものとする。 1) 受注者は、単位水量を含む正確な配合設計書を確認することとする。 2) 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mmから25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。単位水量を減じることにより、施工性が低下する場合は、必要に

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
					<p>応じて、支障のない量で高性能AE減水剤の使用を検討すること。</p> <p>3) 単位水量の測定は、2回/日(午前1回、午後1回)または構造物の重要度と工事の規模に応じて100m³から150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時に実施することとする。</p> <p>4) 現場で測定した単位水量の管理値は次の通りとして施工することとする。</p> <p>①測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよいものとする。</p> <p>②測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を越え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。</p> <p>③配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。</p> <p>更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。</p> <p>打設≤(管理値=配合設計±15)<改善指示≤(指示値=配合設計±20)<持ち帰り</p> <p>5) 単位水量管理についての記録を書面と写真により提出させることとする。</p>
		47	手摺先行足場	2	<p>コンクリートのスランプ管理は次によるものとする。</p> <p>1) スランプの測定は2回/日(午前1回、午後1回)または構造物の重要度と工事の規模に応じて100m³～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時に実施することとする。</p> <p>2) コンクリート打設時にポンプの筒先等の適切なワーカビリティを確保するため、場内運搬時のスランプロス considering してコンクリートのスランプを指定するものとする。</p> <p>3) コンクリートポンプを用いる場合は、コンクリートのポンプ施工指針(土木学会)等の規程によることとし、コンクリート打込み地点とスランプ管理地点である荷卸し定点の差を見込むものとする。</p>
		48	アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について	1	<p>(削除)</p> <p>舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものと</p>

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		49	完全週休2日(土日)Ⅱ型	1 2 3 4 5	<p>する。</p> <p>「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている濁水及び粉体の分析結果を用いても差し支えない。</p> <p>http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html</p> <p>なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>2 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。</p> <p>3 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月4日付け環境第751号)」に基づき、適正に処理すること。</p> <p>1 本工事は、受注者が、完全週休2日(土日)および月単位の週休2日の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(通期の週休2日は必須)の試行工事である。</p> <p>2 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週刊に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。</p> <p>3 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>4 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。</p> <p>5 取り組む旨の協議が整った場合には、月単位の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。</p>

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		50	債務負担工事	6	毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。
				7	本工事は工事成績評定を行わないため、取組状況による加点、減点等はない。
				8	<p>「週休2日補正係数」については、完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)が未達成のもの又は完全週休2日(土日)を希望しないものについては、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。月単位の週休2日が未達成のもの又は月単位の週休2日の取組を希望しないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。</p> <p>なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、沖縄県土木建築部の「土木工事における週休2日試行工事の実施要領(R7.7～)」別紙1、2に示す補正係数を各経費に乘じている。また、施工パッケージによる費用の計上にあたっては、機械賃料及び労務費の積算地区単価に1.02の補正係数を乘じている。</p> <p>完全週休2日(土日)補正係数</p> <p>対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる場合</p> <p>①労務費 1.02、② 共通仮設費 1.02、③現場管理費率 1.03</p> <p>月単位の週休2日補正係数</p> <p>対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合</p> <p>①労務費 1.02、② 共通仮設費 1.01、③現場管理費率 1.02</p>
				9	工事現場の公衆の見やすい場所に週休2日の取得状況を掲示するものとする。
				10	週休2日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。
				1	本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。
				2	各会計年度における請負代金の支払い限度額(以下、「支払限度額」という。)は、次の割合の通りとする。
					令和7年度 約 80%
					令和8年度 約 20%
				3	発注者は予算の都合上その他必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することが

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		51	地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事		できる。 (削除)
		52	「快適トイレ」設置の試行工事	1	<p>本工事は、沖縄県土木建築部の「建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領(以下、「要領」という)」を準用する。受注後、快適トイレ設置の可否について受発注者で協議を行い、可能と判断された工事に適用する。詳細は、要領を参照されたい。</p> <p>要領掲載アドレス(http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gjiken/kankeitosyo.html)</p>
		53	地盤情報の取扱い		(削除)
		54	熱中症対策に資する試行対象工事	1	<p>本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。</p> <p>現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※ 1.2</p>
				2	<p>用語の定義</p> <p>(1)真夏日 日最高気温が30度以上の日をいう。 ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。</p> <p>(2)工期 工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。 なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>(3)真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期 ※小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする</p>
				3	工事着手前に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を施工計画書に

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		55	「難工事」指定について	4	記載し提出すること。 気温の計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いてもよい。 なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。
		56	完全週休2日交替制について	(削除)	
		57	法定外の労災保険の付保	(削除)	
		58	ICT活用工事	1	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 本工事は、ICT活用工事【施工者希望型】の対象工事であり、受注後に「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」によるICT施工技術の活用について発注者と協議するものとする。 (https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/kouji-doboku-eizen.html)
		59	BIM/CIM適用工事	1	本工事は、BIM/CIM適用工事【受注者希望型】の対象であり、受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者間で協議し、「沖縄県BIM/CIM適用工事実施要領」により実施する。 (https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/kouji-doboku-eizen.html) 1. BIM/CIM実施計画書の作成 3次元モデルの活用について、以下の内容を受発注者間で協議し、BIM/CIM実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施(変更)計画書を作成する。 また、作成したBIM/CIM実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。 1)3次元モデルの活用内容(実施内容、期待する効果等) 2)3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等) 3)3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		60	建設現場の遠隔臨場について	1	<p>4)3次元モデルの作成担当者</p> <p>5)3次元モデルの作成・活用に要する費用</p> <p>2. BIM/CIM実施報告書の作成</p> <p>BIM/CIM実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM実施報告書を作成する。</p> <p>1)3次元モデルの活用概要(実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む)</p> <p>2)作成・活用した3次元モデル(作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等)</p> <p>3)後段階への引継事項(対応する無償ビューワの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意)</p> <p>4)成果物</p> <p>5)その他(創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望・ソフトウェアへの技術開発提案事項等)</p> <p>3. 成果の納品</p> <p>BIM/CIM実施計画書(変更含む)、BIM/CIM実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。</p> <p>本工事は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や、発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」、「立会」の遠隔臨場を可能とする。</p> <p>遠隔臨場を実施する場合には発注者と協議するものとし、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)』の内容に従い実施する。また、現場条件(通信障害、悪天候等)により遠隔臨場の適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。受注者は適用する工種・確認項目に関する協議資料作成にあたり、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)』別表1～3を参考とする。</p>
		61	工事円滑化会議について	1	<p>本工事は、工事の着手前に、現場条件、施工計画、工事工程等について、受注者と発注者が一</p>

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		62	建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	1	<p>堂に会して、情報共有を行い、円滑な工事を実現することを目的として開催する「工事円滑化会議」の試行対象工事である。</p> <p>なお、工事円滑化会議は、工事の円滑化が目的であり、設計変更等の協議を行う会議ではないので留意すること。</p> <p>その他事項については、沖縄県土木建築部 沖縄県 工事円滑化会議 試行要領による。</p> <p>本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。</p> <p>実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。</p>
		63	「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事について	1	<p>本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。</p> <p>実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」、及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。</p>
		64	本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について	1	<p>受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。</p> <p>また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。</p>
				2	<p>発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認する。</p> <p>【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】</p> <p>https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf</p>

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		65	建設工事公衆災害防止対策要綱について	1	<p>【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf</p> <p>【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html</p> <p>受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>適用対象: 公衆に係わる区域で施工する工事</p> <p>受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき、工事の施工に先立ち工事現場の公衆災害の安全対策に関する具体的な計画等を施工計画書へ記載すること。</p>
		66	工事成績評定について	1	<p>本工事は工事成績評定を実施しない。</p>
		67	ウィークリースタンスの取組みについて	1	<p>工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。</p> <p>https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html</p>
		68	統一現場閉所の取組みについて	1	<p>本工事は、建設業の魅力向上、働きやすい職場づくりを推進するため、毎月第2土、第4土日を現場閉所日とする。</p>
			デジタル工事写真の小黑板情報電子化について	1	<p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事では、以下の1. から 4. の全てを実施することとする。</p> <p>1. 対象機器の導入</p> <p>受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号</p>

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
					<p>リスト)」に記載している技術を使用していること。</p> <p>https://www.cryptrec.go.jp/list.html</p> <p>また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例を以下に示す。</p> <p>【使用機器の事例】</p> <p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア (一社)施工管理ソフトウェア産業協会 https://www.jcomsia.org/kokuban</p> <p>※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入 受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。</p> <p>ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。</p> <p>また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。</p>

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
					<p>【チェックツールの事例】信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会 https://www.jcomsia.org/kokuban ※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。</p>

現場説明における条件明示

特記事項	内 容
<p>予定価格の積算について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度7月版の土木工事標準積算基準を用いて積算している。 2 間接工事費は工事区分「公園工事」を用いて積算している。 3 施工地域補正は「大都市・市街地以外」の補正無しで積算している。 4 現場環境改善費を計上している。 5 単価は積算資料及び建設物価の（R7年6月版）、及び令和6年度版建設機械等損料表の単価を使用している。 6 週休2日補正は「完全週休2日（土日）」を達成した場合の補正係数により補正を行っている。
<p>残存構造物の確認について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 構造物取り壊し工や仮設舗装の範囲等については、設計時点で想定されている残存構造物を基に計上している。実際の現場の残存物と異なる可能性があるため、現場着手前に現地確認を行い、取り壊し工の範囲や仮設舗装の範囲等について発注者と協議し、変更協議を行うこと。
<p>開発許可申請について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本事業は都市計画法に基づき開発行為の許可申請を行っている最中である。現場着手時期までには許可が下りている見込みであるが、発注者より指示があるまでは現場作業に着手しないこと。 2 準備工段階の現場踏査等については、発注者と協議のうえ実施するものとする。
<p>赤土流出防止条例に基づく事業行為の通知について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本工事は沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知の手続きが必要となる。事前に所管部署との調整を勧めているが、発注者より手続き完了の通知があるまでは現場作業に着手しないこと。
<p>農地法に基づく手続きについて</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本事業地には2筆の農地を含んでおり、農地法に基づき農地転用申請の手続きが必要となる。事前に所管部署と調整を進めているが、発注者より手続き完了の通知があるまでは対象となる農地の作業には着手しないこと。なお、参考図として農地の位置図を添付する。
<p>土対法に基づく指定区域について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現場内には土対法に基づき形質変更時要届出区域に指定されている箇所が存在する。（参考図参照） 2 当該箇所は、土壌汚染対策法に基づく届け出行為の完了後にしか着手できない。 3 所管部署との調整を進めているが、発注者から手続き完了の通知があるまでは当該箇所の作業には

現場説明における条件明示

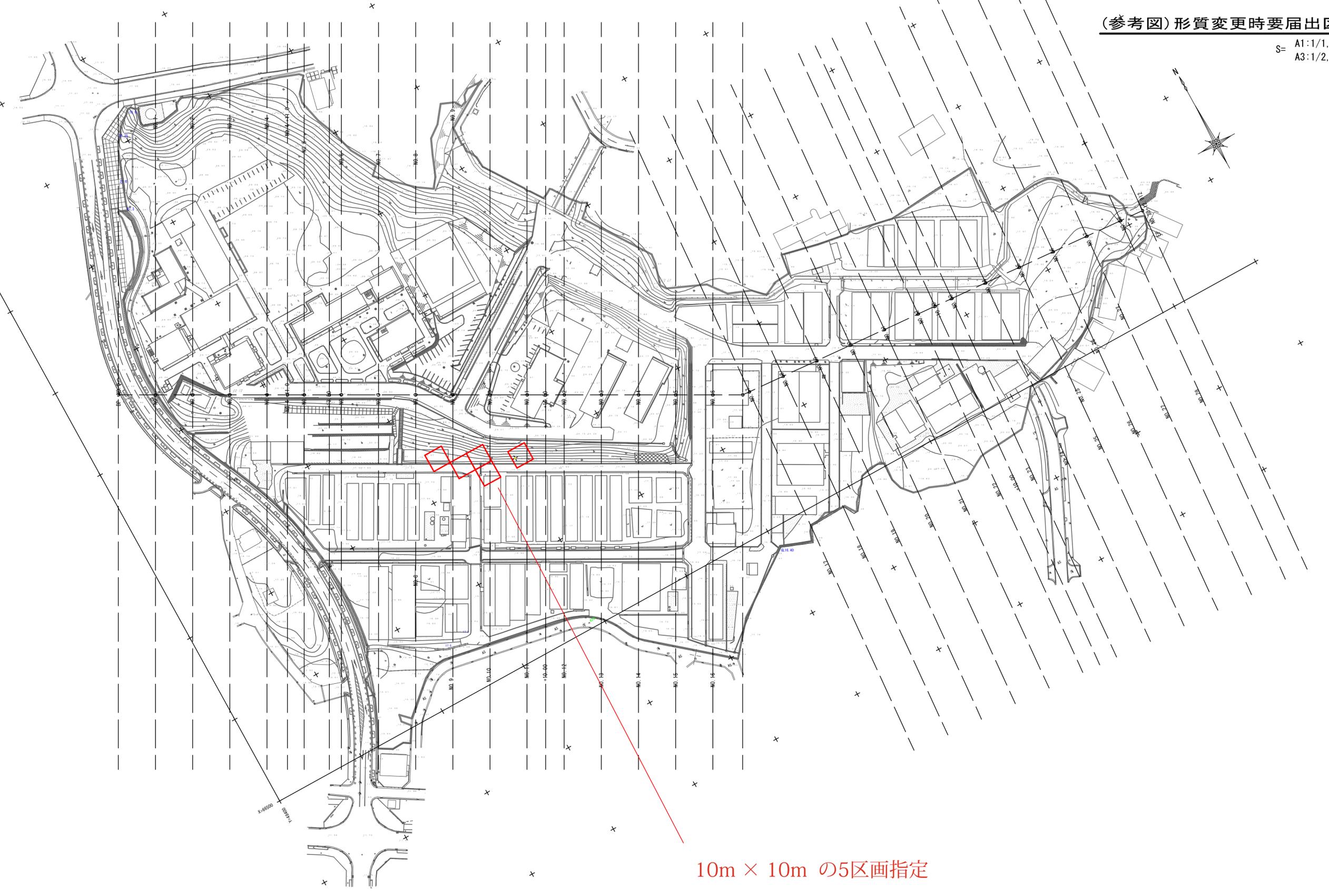
特記事項	内容
土地の権原について	<p>着手しないこと。</p> <p>4 なお、当該箇所の作業においては汚染土壌の拡散防止対策を行う必要があり、現在対策工を設計中であるため、設計完了後に、変更設計により対策工を本工事に追加する。</p> <p>1 本工事対象地は公告時点現在では沖縄県の所有地となっている。沖縄県北部医療組合にて土地購入の手続きを勧めているが、購入の完了は令和7年の12月頃を見込んでいる。</p> <p>2 購入完了までは土地の賃借契約により現場作業に着手する予定であり、令和7年9月までに土地の賃借契約を締結する予定である。</p>
文化財等の発見時の対応	<p>1 本工事箇所は、既知の埋蔵文化財や天然記念物等の貴重生物の生息が無いことを事前に確認済みであるが、工事中に埋蔵文化財や天然記念物等の貴重生物を発見した場合は、文化財保護法に基づく手続きが必要となる可能性が発注者に報告し、対応について協議したうえで当該発見箇所の作業に着手すること。</p>
騒音・振動対策等、周辺環境への配慮	<p>1 本工事箇所は住宅地内に位置しており、騒音規制法に基づく第1種区域及び第2種区域、振動規制法に基づく第1種区域に指定されている。各法令を遵守して騒音・振動の抑制対策に努めること。</p>
工事着手不可期間について	<p>1 隣接する区画に中学校及び高等学校が位置しており、当該学校の入試期間中は騒音対策のため工事の着手を不可とする。中学校入試は12月頃、高等学校入試は2月～3月頃を予定している。具体的な日時は工事受注者より当該学校へ確認を行うものとする。</p> <p>2 その他保育施設等、隣接する施設と調整を行い、日中の作業が影響する時間帯等について、現場着手前に確認を行うものとする。</p>
工事仮設計画について	<p>1 現場の仮囲いとして、現場に残存している旧農業大学の敷地境界フェンスを利用する計画となっている。</p> <p>2 工事車両の出入りのため設置するゲート等は共通仮設費の範囲内にて対応することを想定している。</p> <p>3 交通誘導員については発注数量には計上していない。工事契約後、施工計画について確認を行い、必要と判断される場合は変更協議の対象とする。</p>

現場説明における条件明示

特記事項	内容
<p>関連工事、業務について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 関連工事として、公立沖縄北部医療センターの建築工事、設備工事が発注される予定である。関連工事の受注者が決定したい、現場における施工範囲や期間等について調整を行い、密に連携を図ること。 2 関連業務として、別途磁気探査業務を発注予定である。磁気探査の実施時期等について調整を行い、密に連携を図ること。
<p>安全対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本工事において、不発弾等が発見された場合は、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督職員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び土木建築部技術・建設業課に報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊の指示等があるまでは、触れずにそのままの状態 で保存すること。 2 上記については、下請業者へも周知すること。 3 施工や資機材搬入等にあたっては現場条件を十分考慮した安全管理を行うこと。

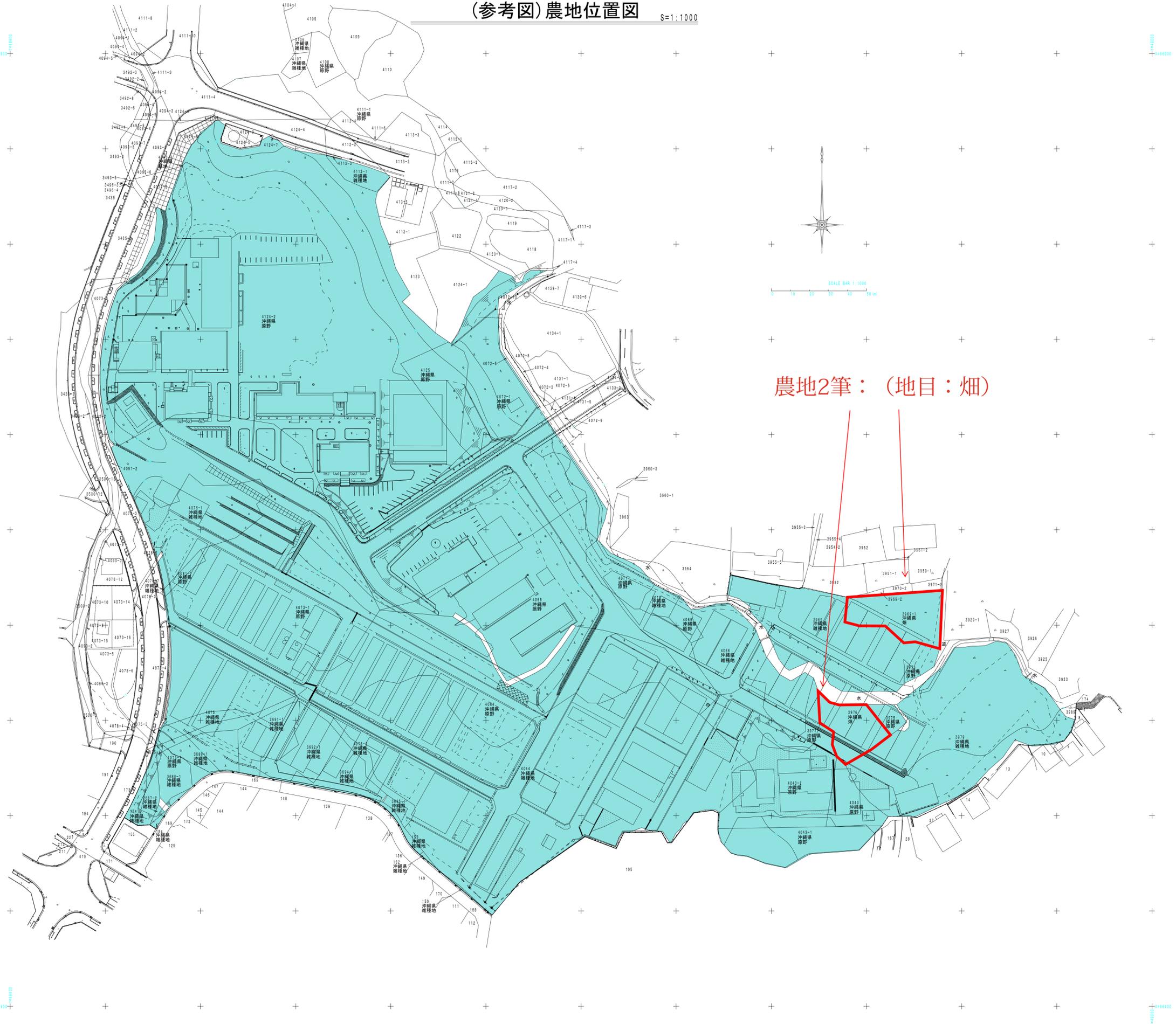
(参考図) 形質変更時要届出区域

S= A1:1/1,000
A3:1/2,000



10m × 10m の5区画指定

(参考図) 農地位置図 S=1:1000



農地2筆：(地目：畑)